

宮崎市スポーツ少年団地域貢献活動奨励交付金交付要綱

1 目的

この要綱は、宮崎市スポーツ少年団の健全育成と社会貢献活動実施の支援を目的とし、各単位団が自主的に取り組む地域に貢献する活動に対して、奨励交付金を交付するために、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において、「各単位団が自主的に取り組む地域に貢献する活動」とは、原則として活動拠点地域において実施する（市民一斉清掃を除く）以下のものをいう。

- (1) 福祉施設等でのボランティア活動
- (2) 伝統文化の継承等の地域交流活動
- (3) 公共施設における草花の植栽等の緑化活動
- (4) 公共施設における清掃等の環境美化活動（※練習活動場所及び民間の施設を除く）
- (5) 地域安全活動（防犯・防災・交通安全活動等）
- (6) その他単位団と地域の連携により実施される活動で、宮崎市スポーツ少年団が適当と認めるもの

3 対象者及び交付額

- (1) 宮崎市スポーツ少年団に所属する団体で団員の1/2以上が参加する活動とする。
- (2) 単位団へ交付金を交付するのは、年度内1回とする。
- (3) 交付額は、別表に掲げる額以内で、予算の範囲内とする。

<別表>

事業名	金額
宮崎市スポーツ少年団地域貢献活動奨励交付金	上限5,000円

4 活動実施時期

毎年、決定通知受理後（8月下旬）から翌年2月末日までとする。

5 奨励交付金交付・申請手続き

この交付金については、「2 定義」に掲げる活動を行う単位団に対して、活動終了後に金融機関振込にて交付するものとする。なお、申請等手続きは次のとおりとする。

- (1) 地域貢献活動奨励交付金申請書及び活動計画書の提出は7月末日までとする。
 - ①申請書（様式5-1）
 - ②活動計画書（様式5-2）
- (2) 交付金交付決定通知書（様式5-3）※本事務局より通知
- (3) 決定通知確認後、全ての活動を終了した後に、2週間以内に活動報告書類を提出
 - ①交付報告書（様式5-4）
 - ②実施報告書（様式5-5）
 - ・写真添付（3枚程度）
 - ③請求書（様式5-6）
- (4) 交付金の交付 各単位団口座へ振込み

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日に一部改正する。

2 (6) 地域安全活動 4 活動実施時期 5 奨励交付金交付・申請手続き

この要綱は、平成29年4月1日に一部改正する。

3 対象者及び交付額 (2) 5 奨励交付金交付・申請手続き

この要綱は、令和3年4月1日に一部改正する。

2 定義 (4) 3 対象者及び交付額 (2) 別表 5 奨励交付金交付・申請手続き (3)

この要綱は、令和4年4月1日に一部改正する。

2 定義 (4) 4 活動実施時期 5 奨励交付金交付・申請手続き